

耐震事業補助金の対象者要件など一部を改正



広報津5月1日号で募集した補助金の対象者要件などを一部改正しました。

申し込み 防災室または各総合支所地域振興課へ

問い合わせ 防災室
☎229-3104 📠223-6247

■木造住宅耐震補強事業補助金の対象者を拡充

木造住宅耐震補強事業補助金の対象者要件のうち「所得制限」や「年齢制限」「障がいのある人と同居」のいずれかに該当することとしていた要件をなくしました。

今後は、津市に住民登録があり、現に住まいとして利用している右表の対象住宅の所有者であれば、補助金を受けることができます。

| | 改正後 | | 改正前 | |
|----------|---------------------------|------------------------------------|-------------------|----------------|
| | 木造住宅耐震補強事業補助金 | 耐震シェルター設置事業補助金 | 木造住宅耐震補強事業補助金 | 耐震シェルター設置事業補助金 |
| 対象者の要件 | 市内に住民登録がある | ○ | ○ | ○ |
| | 対象住宅を所有している | ○ | | ○ |
| | 世帯全員の所得の合計が1カ月当たり31万3千円以下 | | | ● |
| | 世帯全員の年齢が60歳以上 | | | ● |
| | 世帯全員の年齢が65歳以上 | | ● | ● |
| 対象住宅の要件 | 障がいのある人と同居している | | ● | ● |
| | 昭和56年以前の木造住宅 | ○ | ○ | ○ |
| | 2階建て以下の住宅 | | ○ | ○ |
| | 3階建て以下の住宅 | ○ | | ○ |
| | 耐震診断の結果 評点が0.7未満 | ○ | ○ | ○ |
| 申請に必要な書類 | 申請書 | ○ | ○ | ○ |
| | 印鑑 | ○ | ○ | ○ |
| | 対象者の要件が確認できる書類 | ○ | ○ | ○ |
| | 見積書 | ○ | | ○ |
| | 耐震診断結果 | ○※ | ○ | ○※ |
| 耐震補強計画書 | ○※ | | ○※ | |
| 募集数 | 先着35棟 | 先着5戸 | 先着35棟 | 先着5戸 |
| 補助金額 | 要件により異なる(最高120万円) | 費用の2/3(最高25万円)三重県型「耐震シェルター」は最高40万円 | 要件により異なる(最高120万円) | 費用の2/3(最高25万円) |

■は変更部分、●はいずれか1つに該当すること

※木造住宅耐震補強計画事業補助金を受けている場合、耐震診断結果および補強計画書は提出不要

■耐震シェルター設置事業補助金の対象者と金額を拡充

耐震シェルター設置事業補助金の対象者要件のうち「所得制限」をなくしました。また、「障がいのある人」の範囲を「身体障害者手帳の区分が1～3級」「精神障害者保健福祉手帳の区分が1級」「要介護認定の区分が3～5」「療育手帳の区分がA」のいずれか

に該当する人に拡充しました。今後は津市に住民登録があり、上表の対象住宅に居住している人で「世帯全員の年齢が65歳以上」もしくは「障がいのある人と同居」のいずれかの要件を満たしていれば、補助金を受けるこ

とができます。さらに、補助金額については、県産材使用の県がモデル開発した三重県型「耐震シェルター」に限っては、設置費用の2/3(最高40万円)まで補助することとなりました。

災害に遭った場合に市税を減免

地震や風水害などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、納期限の7日前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

■市・県民税

対象

- ・災害により、本人(同居の親族を含む)が所有する家屋または家財に損害が生じた場合
- ・災害により死亡した場合など

内容 被災の程度に応じた割合で減免

■固定資産税・都市計画税

対象

- ・被災により面積の2割以上が地形を変じた土地
- ・全壊、半壊または床上浸水による損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

内容 被災の程度に応じた割合で減免

問い合わせ

市民税課 ☎229-3130 資産税課 ☎229-3132
いずれも 📠229-3331